

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	保育児童台帳
行政機関等の名称	沼田市
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部子ども課
個人情報ファイルの利用目的	<p>1 教育・保育施設等利用申請事務における保育施設利用調整に利用。</p> <p>2 教育・保育給付認定事務における認定審査に利用。 ※沼田市に住民登録のある児童のみ。</p> <p>3 教育・保育施設等利用者負担額決定事務における利用負担額及び国徴収金額の算定に利用。 ※沼田市に住民登録のある児童のみ。</p>
記録項目	1氏名、2個人識別符号、3性別、4生年月日、5年齢、6続柄（保育台帳上の続柄）、7住所、8電話番号、9教育・保育施設入所状況、10保育必要性事由、11保育必要量、12世帯状況、13職業、14課税状況、15保育料、16副食費徴収免除有無、17口座情報、18健康、障害
記録範囲	教育・保育施設等利用児童及び教育・保育支給認定申請者（同一世帯員） ※広域利用（沼田市外の施設及び沼田市以外の市町村からの市内施設利用）児童を含む。
記録情報の収集方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者からの「教育・保育給付認定申請書兼保育関係施設利用申込書（新規）」</li> <li>・保護者からの「教育・保育給付認定現況届兼保育関係施設利用申込書（継続・転園）」</li> <li>・保護者からの「教育・給付認定申請書」（1号認定用）</li> </ul>
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	<input checked="" type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない
記録情報の経常的提供先	<input checked="" type="checkbox"/> 有（市町村 ） <input type="checkbox"/> 無
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）沼田市健康福祉部子ども課 沼田市総務部総務課
	（所在地）群馬県沼田市下之町888番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—

個人情報ファイルの種別	■法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル  ■有 □無	■法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備考		